## 水銀に関する水俣条約 附属書の見直し

別紙 1

- 水俣条約第4回締約国会議(COP4)では、規制対象の水銀添加製品(附属書A)の見直しを議論し、電球形蛍光ランプなどの8種類の水銀添加製品の製造・輸出入を2025年末までに廃止すること等を決定。
- COP5において、ボタン電池や蛍光ランプなど9種類の水銀添加製品の廃止期限等を再度議論し、2025~2027年末までに廃止することを決定。
- 当該見直しに関する交渉会合では、日本が共同議長を務め、合意形成に貢献。

## <2025年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- ・一般照明用の安定器内蔵型コンパクト形蛍光ランプ(電球形蛍光ランプ)
- ・電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ(CCFL)・外部電極蛍光ランプ(EEFL)
- ・脈波計用のひずみゲージ
- ・電気電子式計測器(溶融圧力変換機、溶融圧力伝送器、溶融圧力センサー)
- ・酸化銀ボタン電池・空気亜鉛ボタン電池(Hg含有濃度 2 %未満のもの)
- ・高精度装置用の水銀スイッチ・リレー(研究開発用途を除く)
- ・化粧品(Hg含有量基準なし)

## <2026年末に製造・輸出入を廃止する製品>

- ・一般照明用の安定器非内蔵型コンパクト形蛍光ランプ
- ・一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ(ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの)

## <2027年末に製造・輸出入を廃止する製品>

・一般照明用の直管・非直管蛍光ランプ(三波長形の蛍光体を用いたもの)





(写真) 会期中連日行われた数百人 規模の交渉会合を日本が主導

※赤字が今回追加された製品

※蛍光ランプについての詳細は別紙2参照